



弁護団だより

# みんなして

No.42 発行 2015年7月

「生業を返せ、地域を返せ！」

福島原発事故被害弁護団

TEL : 03-3379-6770

## 【 最近の動き 】

東電や国の動向	弁護団・原告団の取り組み
6月29日 電力会社、9社の株主総会で株主による脱原発の提案が全社で否決	7月13日 原告団・弁護団合同会議（福島市）
7月11日 政府、楡葉町の解除を9月5日とする方針	7月21日 生業訴訟第13回期日（福島地裁）
7月15日 規制委員会、伊方原発3号機について新規制基準で合格	7月25日 原告団いわき支部学習会（いわき市）
7月21日 ADR、福島市渡利地区住民3150人が申立て	7月30日 弁護団会議（東京）
7月31日 九電、川内原発、8月10日にも再稼働の方針を決定	8月01日 原告団沖縄支部学習会（沖縄・今帰仁）
7月31日 検察審査会、東電元会長ら3名の強制起訴議決	8月02日 原告団沖縄支部学習会（那覇市）

## 都司嘉宣証人の反対尋問が終わる

### ～「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟第13回期日の報告

#### 1. 36度のなかでの事前集会

7月21日、「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発訴訟の第13回期日が、福島地方裁判所において開かれました。この日は、国から新たな書面が提出されました（東電は書面を提出しませんでした）。

国の書面は、館野証言や証言をふまえた私たちの主張について、①福島第一原発の立地や非常用電源設備の津波に対する脆弱性を指摘する原告らの主張には理由がない、②スリーマイル島原発事故後の対策に関する証言を根拠に、わが国の対策の不十分さを指摘する原告らの主張にも理由がない、③津波に関する確率論的安全評価の不備をいう証言の指摘は知見の進展を理解しないものだとして、それぞれ反論し、④国の規制権限についても、基本設計ないし基本的設計方針の安全性にかかわる事項を是正するために、電気事業法40条に基づく技術基準適合命令を発令できないことが不合理であるとはいえないとするものです（準備書面13）。

期日当日は、36度を超す猛暑となりましたが、あぶくま法律事務所前には250名の方が集まりました。前回に続き、元ラジオ福島アナウンサーの大和田新さん、元NHKキャスターの堀潤さん、東京演劇アンサンブルの劇団員、「原発なくそう！九州玄海訴訟」弁護団から板井優団員と東島浩幸団員、『原発と大津波 警告を葬った人々』の著者である添田孝史さん、かもがわ出版編集長の松竹伸幸さんが駆けつけたほか、脚本家で映画監督の井上淳一さん、おしどりマコ・ケンさん、

福島原発訴訟団の武藤類子さんも参加されました。さらに、東京大学地震研究所教授の島崎邦彦さんも傍聴されました。傍聴に入りきれなかった方々が参加する講演会には、里山資本主義で著名な藻谷浩介さんをお招きし、「福島から広げる里山資本主義」と題して講演していただき、こちら大好評でした。



## 2. 都司証人に対する反対尋問

この日は、都司証人に対する反対尋問と再主尋問、補充尋問が実施されました。

都司証人は、前日期日において、ご自身も策定にかかわった地震調査研究推進本部の「長期評価」（2002年）が「明治三陸地震（1896年）と同様の津波が三陸沖から房総沖にかけて発生する可能性がある」と指摘していたことをふまえ、「対策を取らなかったことが今回の事故を招いた」とし、事故は予見可能だったと証言していました。

この日の反対尋問で国側は、「同一プレートであっても、過去の地震では北海道と古河では違う。福島沖でも違うのではないかと」と質問。都司証人は、「現に延宝津波地震（1677年）も起こっている訳で、北と南で本質的な違いはないですね」と証言し、「日本海溝で発生する地震は北と南では違うのではないかと」とする国側に対して明確に反論しました。

また、国側は、長期評価や都司証人の意見に沿わない論文を示して、「異論があるのではないかと」と執拗に質問。都司証人は、異論は少数にすぎないとしたうえで、「長期評価はそうした異論も含めて検討分析したうえでまとめられたもの」と述べ、国側の指摘を斥けました。



国と東電は、日本海溝沿いのプレートを同一の構造と見ることでできるのか、3つの地震を前提とする長期評価は3つの地震を強引にまとめているのではないかとといった点を中心に長期評価の信用性を覆そうと試みましたが、国と東電が行った反対尋問は3時間半に及び

ましたが、都司証人は「国と東電は長期評価を参考にしていれば原発の敷地高さを超える津波を予見することができた」と改めて証言。国と東電の責任を浮き彫りにするものとなりました。

## 3. 次日期日に向けて

前日期日が終わって間もなく、朝日新聞の『プロメテウスの罫』において、「津波を争う」と題したシリーズが始まりました。久保木亮介弁護士、西田穰弁護士をはじめとする弁護団の活躍ぶりが連日とりあげられていましたが、すでにお読みいただけたでしょうか。

次日期日では、リスク認知を専門とする中谷内一也先生の証人尋問も決まり、今後は検証や原告本人尋問といった被害に関する議論が中心となってきます。

次日期日は、9月30日（水）です。この日は、いつもの火曜日ではなく、水曜日となります。ぜひご参加ください！！

（弁護士 馬奈木巖太郎）



## 負けるはずがない

東京演劇アンサンブル 洪美玉

7月21日、なりわい訴訟の裁判傍聴と報告集会に参加しました。私個人としては三回目となります。この日は、国、東電側からの反対尋問でした。これが国が選んだ人なのか？尋問のやり方の

ひどさに何度も傍聴席から失笑をかっていました。地震、津波の専門家、都司さんが証人でしたが、彼も国の質問に異議をとなえていました。日本語の使い方が間違っている、下品であるとも。まったく素人の私ですら、「何を言ってるんだらうこの人は？」と何度も怒りがこみ上げました。過去、都司さんが書いた論文を取り上げ、都司さんが今は見解が違うと答えたところ、「はあ、変わることもあるんですかー」みたいなことを言っていました。かつて分からなかったことが地道な調査により明らかになり前進していく、それが研究の成果なはずです。さすが過去の過ちを訂正せずに嘘で塗り固めることで必死な国の尋問と思わざるをえませんでした。全くお粗末でした。そんな下らない質問に誇り高く具体的に闘争的に答えていた都司さんはとても素敵でした。

今回は日帰りでしたが足を運ぶことが出来て本当に良かったです。報告集会では、「裁判は綱引きのようなもの、力を緩めたら負ける。最後まで手を緩めないことが重要だ」という話もありました。なりわい訴訟、重要な局面に入っています。世論が大切です。福島から離れ、私ができることの一つとして「なりわいネット」を広げ、原告の方々を少しでも支えることだと思っています。みなさんの勝訴を心から願っています。そしてそこに立ち合えるなら、こんな嬉しいことはありません。

#### 【東京演劇アンサンブルの公演情報】

##### ◎東京演劇アンサンブル本公演

マクシム・ゴーリキー作「どん底」

・9月10日～9月20日 於 プレヒトの芝居小屋（東京・武蔵関）

前売り3800円

お問い合わせ 東京演劇アンサンブル TEL 03-3920-5232

サイト：<http://www.tee.co.jp/>



## 暑中お見舞い申し上げます。

生業訴訟原告団長 中島 孝

近頃の遠慮ない夏の暑さには、やさしさも風情もないなあ、と感じてしまいます。

6月に国が打ち出した「緊急時避難準備」「居住制限」区域の解除、その1年後の2018年3月の賠償金打ち切りには、力づくで原発事故を消去したいという横暴な政府の姿が滲んでいます。個々人の困難や思いに寄りそう意思は感じられません。

どんなに被害が深刻でも、真剣に救済策を取らない。フクシマでそうであるなら、他の原発がどこでどんな事故を起こしても、やはり救済はされないということです。そうすると、すべての原発所在地の近くの人々は、フクシマと同じ苦しみが予定されているということになり、正に切実な自分の問題です。被災地切り捨ての実態を今こそ明らかにしなければなりません。先が見えないままほったらかされるということがどういうことか。

福島県の姿勢も全く非難されるべきです。復興を錦の御旗に掲げているが、あらゆる苦難を内に飲み込んで、一体どんな復興が遂げられるか。いびつに歪むは必定ではないか。真の課題を逃げずに見据え、国にあらがう誇りはないのか。

改めて原発事故の被害の実相を訴えましょう。そのうえで、原発の再稼働はまったく理に合わないこと。無理強いしようとする国は、大変な人権侵害をなしていること。それを見逃せば、社会や

個人生活のより大きな抑圧につながる。

生業訴訟は、裁判を足掛かりに全体救済を図る方針を堅持しています。ブシている県、迷っている県民に確かな視点を持って迫り、訴える活動が控えています。

容赦ない暑さの夏、健康に留意して行きましょう。



## 生業訴訟第14回期日（9月30日）のお知らせ

2015年9月30日（水）、福島地方裁判所で14回目の口頭弁論が開かれます。

今回は、中谷内一也先生（同志社大学心理学部教授）の尋問です。

中谷内先生は、これまで「生活上のさまざまなリスクをめぐる心理学的研究」に取り組み、「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ」の討議にも参加しています。原発事故により被害者が抱く放射線被ばくに対する恐怖感・不安感が、一般的にも合理的であることを立証します。また、午後は別会場での連続講演会第4弾！今回のゲストは、みなさんお馴染みNHK連続テ

レビ小説「あまちゃん」のテーマ曲を作曲された音楽家の大友良英さんです。

ぜひお誘いあってご参加ください。当日のスケジュールは以下のとおりです。

### <当日のスケジュール>

#### 【裁判所：午前】

09:30 あぶくま事務所前 集合  
10:00 進行協議  
10:10 傍聴券交付（担当：藤原弁）  
11:00 中谷内証人 主尋問  
12:30 あぶくま事務所前集合  
13:00 事務所前集会  
13:20 裁判所へ行進

#### 【裁判所：午後】

14:00 中谷内証人 反対尋問  
15:00 中谷内証人  
再主尋問・補充尋問  
16:00 弁論

#### 【文化センター小ホール】

14:00 大友良英さん 講演会  
16:00 原告団企画  
17:00 報告集会  
19:00 懇親会  
(裁判進行により、時間変更の可能性あり)

※題字「みんなして」は、安田純治弁護士の筆によるものです。